

**第2期
(2019年度～2025年度)**

糸島市地域福祉活動計画



市社会福祉協議会の新キャラクター
「ふくしちゃん」

**2023年(令和5年)3月改定
社会福祉法人糸島市社会福祉協議会**

P35～【参考資料】校区の地域福祉（市民ワークショップ等からの抜粋） 省略

ごあいさつ

急速な少子高齢化や核家族化、都市化の進展に伴い、家庭や地域社会における人間関係が希薄化しており、地域で抱える生活課題は、複雑多岐にわたっています。

国は、高齢者が住み慣れた地域で安心して最後まで暮らし続けられるように、医療や介護などの支援を包括的に提供する地域包括ケアシステムを推進しています。また、人口減少による専門人材の確保や公的支援の安定的な提供が困難になってきていることなどを背景に、子ども、高齢者、障がいのある人など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現へ向けて、対象者ごとの福祉サービスを「たて割り」から「丸ごと」へ転換することを推進しています。

市社会福祉協議会では、地域福祉の考え方である「市民の皆様一人ひとりが福祉活動の受け手であると同時に、福祉サービスの担い手となりえる」ことを踏まえ、それぞれの役割で支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティづくりを推進するために、2019年度から2023年度までの5年間を期間とした、第2期地域福祉活動計画を、市の地域福祉計画に基づき策定いたしました。

市関係各課と連携しながら「糸島市地域福祉計画」の理念や目標の達成に向けて、区長会、民生委員児童委員協議会、校区社会福祉協議会、糸島市福祉委員会、ボランティア連絡協議会などの皆様と協働し、地域福祉を一層高めてまいる所存でございますので、更なるご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見と多大なご協力を賜りました糸島市地域福祉計画推進委員会の皆様をはじめ、地域福祉に関するアンケート調査やヒアリング、市民ワークショップにご協力をいただきました市民の皆様、福祉団体関係者の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。



平成31年3月

社会福祉法人糸島市社会福祉協議会
会長 扇 清人

地域福祉活動計画（地域における具体的な取組）

第1章 地域福祉活動計画について

1 地域福祉活動計画とは	1
2 活動計画の見方	1
3 評価指標（地域福祉計画・地域福祉活動計画）	3
4 地域福祉を推進する主な担い手の紹介	5

第2章 地域福祉活動の展開（ふくしが よかとこ いとしま アクションプラン）

基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり

基本施策① 福祉教育の推進	10
基本施策② 地域福祉を推進する人材の養成、支援	12

基本目標2 地域福祉の基盤づくり

基本施策③ 市社会福祉協議会の安定した法人運営・組織基盤の強化	14
基本施策④ 校区コミュニティセンターを拠点とした地域福祉活動の推進	16

基本目標3 地域の団体・機関のネットワークづくり

基本施策⑤ 地域包括ケアシステムの推進	18
基本施策⑥ 「重層的支援体制」の整備	20
基本施策⑦ 社会福祉法人等との協働促進	22

基本目標4 きめ細やかな相談支援体制づくり

基本施策⑧ 各相談支援機関の運営の充実	24
基本施策⑨ 権利擁護の推進（虐待防止対策の推進）	26
基本施策⑩ 権利擁護の推進（成年後見制度の利用促進）	28
基本施策⑪ 情報提供、情報発信、情報共有の充実	30

基本目標5 安全・安心な環境と災害に強い体制づくり

基本施策⑫ 要配慮者の日常的な見守り・支援	32
基本施策⑬ 災害時における要配慮者等への支援	33
【参考資料】 校区の地域福祉（市民ワークショップ等からの抜粋）	35

第1章 地域福祉活動計画について

1 地域福祉活動計画とは

●地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉計画に基づき、市社会福祉協議会、市民（地域住民）の立場から、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくことを目指すものです。市社会福祉協議会、校区社会福祉協議会、地域で福祉活動を行なう人や組織などの課題を明確にし、解決に向けた取組を記載した、実践計画（アクションプラン）です。

2 地域福祉活動計画の見方

●地域福祉活動計画の構成について

「ふくしが よかとこ いとしま アクションプラン」は、「糸島市地域福祉計画」の理念や目標の達成に向けて、5つの基本目標に11の基本施策を掲げたものです。市民や関係団体、市社会福祉協議会が主体となって地域福祉の向上を目指します。

各施策の具体的な構成は、次のとおりです。

「市民からの声や想い」

平成25～29年度に各校区2日間で開催した市民ワークショップ、平成29年度に開催した小規模ミーティング、地域福祉に関するアンケート調査などで得た、市民の声や想いを掲載しています。

「現状の課題やその要因」

前述の声や想いの背景、要因、施策について、現状や課題を記述しています。

「主な取組」

5年間の主な施策に焦点を当て、具体的な内容を記述しています。

「市民や地域へ期待すること」

課題解決や地域福祉を向上させるために、市民や地域などに協力していただきたいことや、期待することを掲載しています。



基本目標① 地域福祉を支える粗い手づくり

市民からの声や想い

市民ワークショップでは、「障がいのある人の理解が足りない」という意見が多くある校区で挙げられました。また、自治会の未加入や役員の負担問題も多く、地域活動に対する関心の薄さがみられます。

現状の課題やその要因

これまで、福祉教育は、知らないことによる差別や偏見の解消が目的として進められてきました。しかし、前述のように、「相互理解」に至っていない状況が見受けられます。そこで、子どもから大人まで、「社会的包摵」の考え方方に触れる中で、相互理解を進め、個人と地域との関係性をあらためて考え直す機会が必要です。

主な取組

対象	新しい福祉教育プログラムの実施		
取組がもたらす効果	○子どもや大人が社会や地域課題を知ることで、ボランティアや寄付について、身近に感じることができます。 ○模擬体験型の学習を通して、子どもから大人へ学びが伝わるとともに、ボランティア活動や寄付への関心が高まります。 ○課題に対して、自ら主体的に考える力が身に付きます。		
指標	2019年度 児童生徒 登録者数 2020年度 児童生徒 登録者数 2021年度 児童生徒 登録者数 2022年度 児童生徒 登録者数 2023年度 児童生徒 登録者数 2024年度 児童生徒 登録者数 2025年度 児童生徒 登録者数	新規 開催数 延べ8回、参加者数：延べ500人	新規 登録者数 50名

市民や地域へ期待すること

- ①誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、一人ひとりが住んでいる地域の課題に気づくこと。
- ②他の誰かが困っている問題を他人事と捉えず、一緒に考え、解決へ向けて取り組んでいくこと。

* 障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障となるような、社会における事象(利用したい施設、設備など)、制度、慣習など、鳥見、その他のものがあります。
* 社会的包摵：社会的に弱い立場にある人々を含めすべての市民が歩かされることはなく、地域社会の一員として生き生きと暮らすこと。
* 福祉教育プログラム「寄付の教養」：日本ファンドレイジング協会が提供する、「寄付を考えることを通して、社会とのつながりや社会をめぐるについて学ぶワークショップ型の体験学習のこと。

- ふくしが よかとこ いとしま アクションプランについて
主な取組の項目は、次のⒶ～①とのおりです。

- Ⓐ 重点・新規・継続マーク
- Ⓑ 基本施策 - 番号
- Ⓒ 取組のタイトル
- Ⓓ 取組の内容
- Ⓔ 取組の対象
- Ⓕ 特に連携や協力していただきたい相手
- Ⓖ 取組がもたらす効果（アウトカム指標※）

今回からの登場です。
よろしくね！



市社会福祉協議会の新キャラクター「ふくしちゃん」

- Ⓗ 取組の目標（市の指標を基にした市社会福祉協議会の指標）
 - 上段／年次計画（色付が実施年）
 - 下段／取組に対する目標数値
- ① 注釈

主な取組

Ⓐ

重点 新規

Ⓑ	①-1	Ⓒ 新しい福祉教育プログラムの実施		
	①-1	子どもたちが社会や地域課題に关心を持ち、ボランティアや寄付を通して、社会が変わることを学ぶ福祉教育プログラム「寄付の教室 [※] 」を実施します。具体的には、「自分が応援したい団体を選び、その団体へ寄付を募る」という模擬体験型の学習を行います。		
Ⓓ	対象	Ⓔ 市民、児童、生徒	連携協力	NPO団体
	取組がもたらす効果	○子どもや大人が社会や地域課題を知ることで、ボランティアや寄付について、身近に感じることができます。 ○模擬体験型の学習を通し、子どもから大人へ学びが伝わるとともに、ボランティア活動や寄付への関心が高まります。 ○課題に対して、自ら主体的に考える力が身に付きます。		
Ⓗ	指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
「寄付の教室 [※] 」の実施		2025年度 (R7年度)		
		開催数：延べ8回、参加者数：延べ500人		

- ① * 障壁：疎かのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で壁となるような、社会における事物（利用しにくい施設、設備など）、制度、慣行（習慣、文化など）、偏見、その他一切のものを指す。
- * 社会的包摶：社会的に弱い立場にある人々を含めすべての市民が排除されることや孤立することなく、地域社会の一員として支え合う考え方のこと。
- * 福祉教育プログラム「寄付の教室[※]」：日本ファンドレイジング協会が提供する、「寄付を考える」ことを通じて、社会とのつながりや社会参画について学ぶワークショップ型の体験学習のこと。

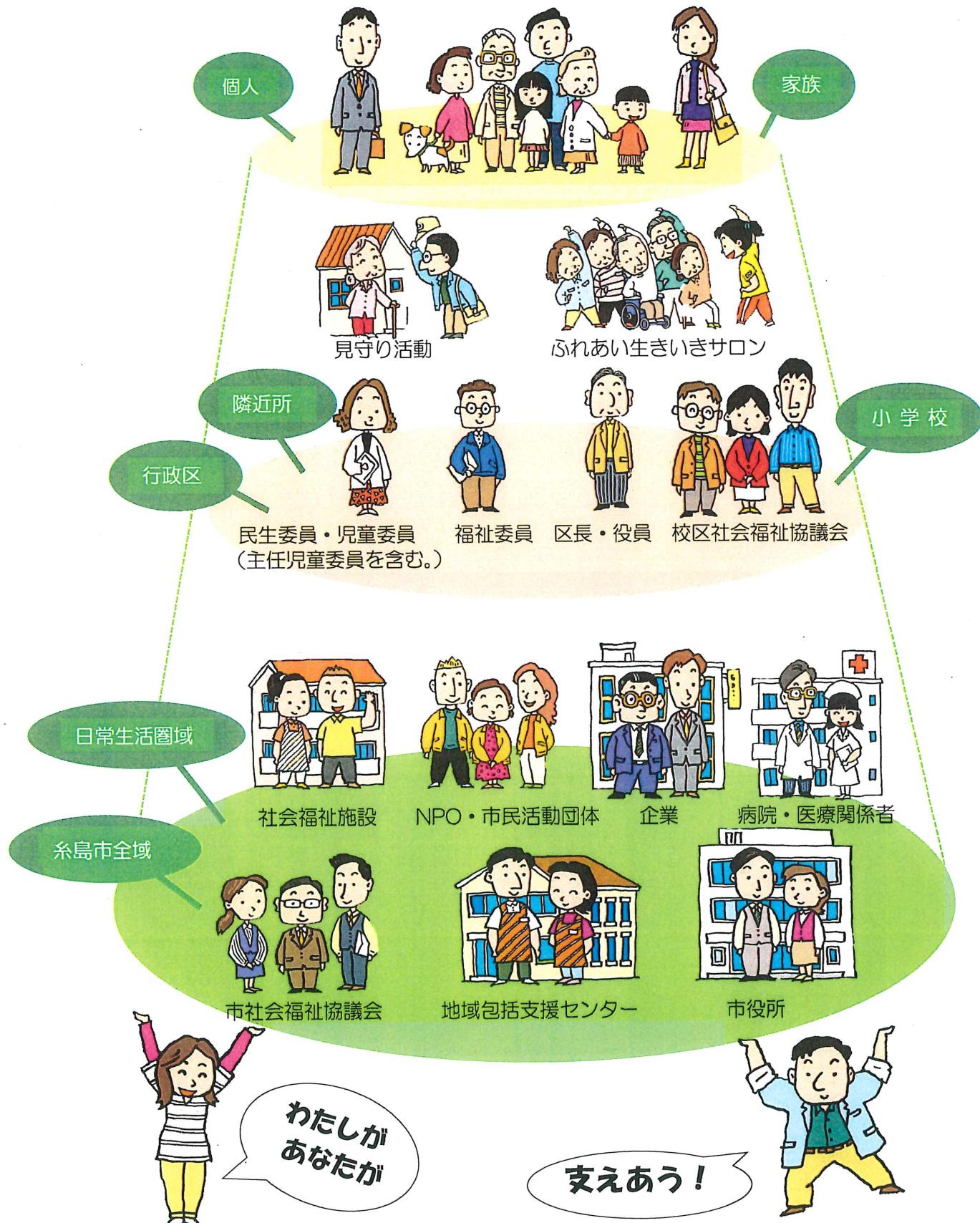
3 評価指標（地域福祉計画・地域福祉活動計画）

基本施策	評価指標	策定時 2017 年度	現状値 2019 年度	目標値 2025 年度
基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり				
①福祉教育の推進	地域で困りごとを抱えている人に、何か自分にできることがあれば支援をしたいと思う人の割合	74.4%	未把握	85.0%
②地域福祉を推進する人材の養成、支援	ボランティア活動への参加率	52.8%	44.4%	46.0%
	NPO・ボランティアセンターの団体登録数	232 団体	230 団体	260 团体
基本目標2 地域福祉の基盤づくり				
③市社会福祉協議会の安定した法人運営・組織基盤の強化	「市社会福祉協議会発展・強化計画(仮称)」の策定	未策定	未策定	策定
	市社会福祉協議会の認知度	47.9%	未把握	64.0%
④校区コミュニティセンターを拠点とした地域福祉活動の推進	日頃から、行政区や校区などで開催される地域の行事に参加している人の割合	61.7%	55.6%	70.0%
基本目標3 地域の団体・機関のネットワークづくり				
⑤地域包括ケアシステムの推進	要支援者から事業対象者又は自立になった件数	110 人	132 人	170 人
	地域ささえあい会議で創出された事業数	—	5 事業	15 事業
⑥「重層的支援体制整備事業」の推進	複合的な課題を有する人の相談終結率	—	77.7%	80.0%
⑦社会福祉法人等との協働促進	市と市内で活動している市民団体で実施した協働事業数	23 事業	16 事業	48 事業
	ふくおかライフレスキュー事業糸島連絡会との協働により支援した人(累計)	2 人	4 人	12 人
基本目標4 きめ細やかな相談支援体制づくり				
⑧各相談支援機関の運営の充実	【各相談支援機関の認知度】 ①地域包括支援センター ②障がい者相談支援センター ③子育て支援センター ④子育て世代包括支援センター ⑤生活困窮者自立支援相談 ⑥DV・女性相談 ⑦ 福祉総合相談(2020年設置予定)	①29.2% ②21.0% ③32.0% ④ — ⑤9.7% ⑥ — ⑦ —	未把握	①40.0% ②35.0% ③46.0% ④35.0% ⑤20.0% ⑥25.0% ⑦50.0%
	人権に関する相談件数	34 件	12 件	25 件
	児童虐待に関する相談件数	—	82 件	全国での平均を下回る
	高齢者虐待に関する相談件数	—	37 件	件
	障がい者虐待に関する相談件数	—	9 件	25 件
	中核機関の設置	未設置	未設置	設置
	成年後見制度利用促進協議会の設置	—	未設置	設置
⑩権利擁護の推進 (虐待防止対策の推進)	地域連携ネットワークの構築	—	未発足	発足
	市民後見制度の実施	未導入	未導入	導入
	自分に必要な「福祉サービス」の情報を入手できていると思う人の割合	44.0%	未把握	60.0%
	市が市民意見や地域の実情を積極的に把握し、市政に反映していると思う人の割合	17.5%	未把握	25.0%
⑪情報提供、情報発信、情報共有の充実				

基本施策	評価指標	策定時 2017 年度	現状値 2019 年度	目標値 2025 年度
基本目標5 安全・安心な環境と災害に強い体制づくり				
⑫要配慮者の日常的な見守り・支援	家庭や地域が手を差し伸べ、支え合っていると思う市民の割合(市民満足度調査)	40.4%	40.4%	52.0%
⑬災害時における要配慮者等への支援	防災訓練等を実施した自主防災組織の数	95 行政区	118 行政区	163 行政区
	地域での青バトや夜間巡回などへ参加したことがある市民の割合(市民満足度調査)	38.0%	34.6%	43.0%

4 地域福祉を推進する主な担い手の紹介

市の地域福祉計画の理念「福祉をみんなの力で支えるまち“いとしま”」を推進する中心的な担い手や、第2期地域福祉計画等から登場する新たな福祉の担い手を紹介します。



➤ 糸島市社会福祉協議会とは

市民や福祉・ボランティア団体、社会福祉の関係者、行政機関などの協力を得ながら、ともに考え、実行し、地域福祉の推進を目的とした事業を行う公共性の高い社会福祉法人です。地域で暮らす誰もが安心して、自分らしく生きいきと生活できるよう、ともに生き、支え合う社会の実現を目指しています。



通称：「社協」と言い、あごらに事務所を設置し、さまざまな地域福祉を推進する事業や、市の受託事業を展開しているんだ。

また、「校区社会福祉協議会」は、校区ごとに行政区長や民生委員などで構成される、福祉に関する自治組織なんだ。

➤ 民生委員・児童委員、主任児童委員とは

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人で、「児童委員」も兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談・支援などを行います。

また、一部の児童委員は、児童に関する仕事を専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

➤ 福祉委員とは

市社会福祉協議会会長から行政区ごとに委嘱され、地域のアンテナ・パイプ役として、校区社会福祉協議会や民生委員・児童委員などにつなぐ人です。

また、ふれあい生きいきサロンや校区社会福祉協議会事業に参加し、より身近な地域福祉の推進役として活動を行っています。

次ページからは、第2期地域福祉計画等に登場する新たな福祉の担い手について、イラスト付きで紹介します。

急速な少子高齢化、都市化の進展や価値観の多様化に伴い、家族や地域社会における人間関係が希薄化し、地域課題や生活福祉課題は、複雑多岐にわたっています。

将来、こうした課題に対応していくために、身近なところで相談支援・調整役（コーディネーター）が必要となり、市でも、その配置に向けた整備に努めています。

第2期地域福祉計画等に登場する担い手の紹介

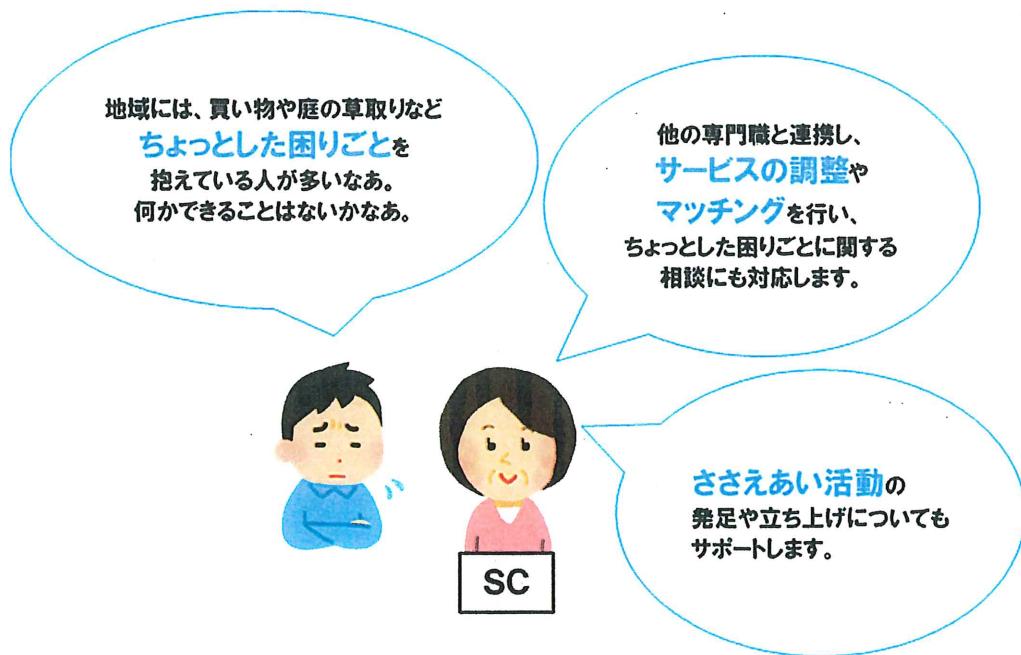
①コミュニティソーシャルワーカー（通称：CSW）

校区分担制による福祉の総合相談員のことです。どのような相談も受け止め、地域とのつながりもつくり、解決まで寄り添う「伴走型」の支援を行います。



②生活支援コーディネーター（通称：SC）

生活支援や介護予防に関わる多様なサービスの調査やマッチング、新たな資源づくりなどを行う役割を果たします。また、ささえあい活動のサポートも行います。



新しい職種や担い手が増えて、きちんと理解するのは難しいね。
でも、地域福祉を推進する「人」が増えるのは、心強いことだね。

③地域ささえいセンター（以下「センター」）

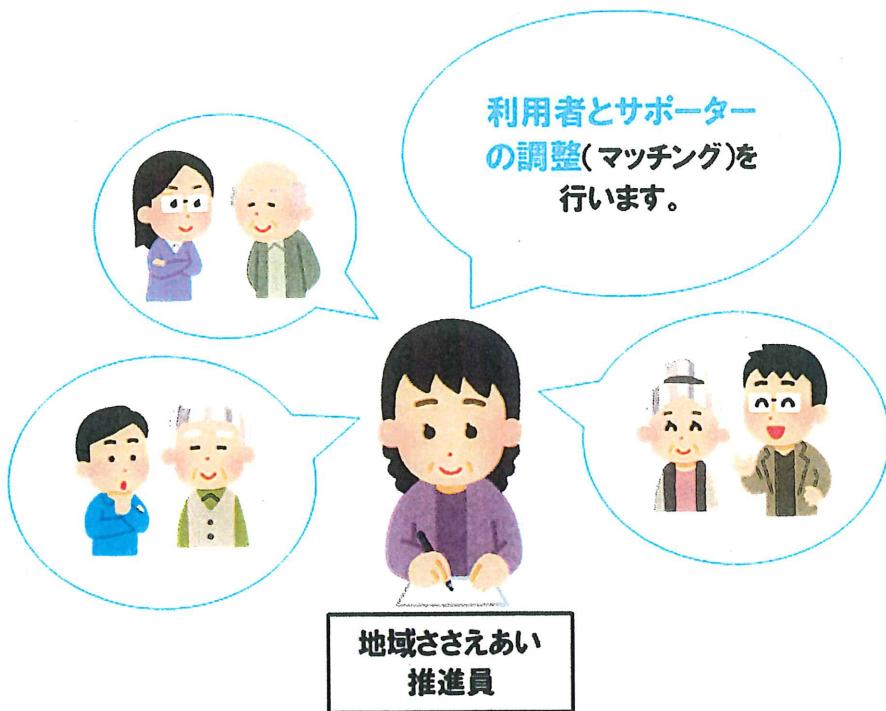
センター養成講座を修了し、センター登録をしたボランティアのことです。生活支援が必要な高齢者宅を訪問し、見守りや生活支援を行います。



④地域ささえい推進員

各校区に1人配置される、生活支援に関わる調整役です。

地域ケア会議、地域ささえい会議に参加するほか、定期的な推進員連絡会議やセンターも含めた話し合いの場を設け、情報交換や課題の検討を行います。





基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり

基本施策① 福祉教育の推進

市民からの声や想い

市民ワークショップでは、「障がいのある人への理解が足りない」という意見が多くの校区で挙げられました。また、自治会の未加入や役員の負担問題も多く、地域活動に対する関心の薄さがみられます。

住んでいる地域や社会にある「障壁*」を取り除くことができたらいいね。


現状の課題やその要因

これまで、福祉教育は、知らないことによる差別や偏見の解消が目的として進められてきました。しかし、前述のように、「相互理解」に至っていない状況が見受けられます。そこで、子どもから大人まで、「社会的包摂*」の考え方方に触れる中で、相互理解を進め、個人と地域との関係性をあらためて考え直す機会が必要です。

主な取組
重点
新規

①-1	新しい福祉教育プログラムの実施					
対象	市民、児童、生徒		連携協力	NPO団体 福祉・ボランティア団体		
取組がもたらす効果	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや大人が社会や地域課題を知ることで、ボランティアや寄付について、身近に感じることができます。 ○模擬体験型の学習を通して、子どもから大人へ学びが伝わるとともに、ボランティア活動や寄付への関心が高まります。 ○課題に対して、自ら主体的に考える力が身に付きます。 					
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
	2025年度 (R7年度)					
	「寄付の教室®」の実施 開催数：延べ8回、参加者数：延べ500人					

* 障壁：障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で壁となるような、社会における事物(利用しにくい施設、設備など)、制度、慣行(習慣、文化など)、偏見、その他一切のものを指す。

* 社会的包摂：社会的に弱い立場にある人々を含めすべての市民が排除されることなく、孤立することなく、地域社会の一員として支え合う考え方のこと。

* 福祉教育プログラム「寄付の教室®」：日本ファンドレイジング協会が提供する、「寄付を考える」ことを通して、社会とのつながりや社会参画について学ぶワークショップ型の体験学習のこと。

新規

①-2	福祉教育プログラムの冊子作成及び配布						
「寄付の教室®」をはじめ、子どもや大人が主体的に考える社会貢献型のプログラム冊子を作成します。作成した冊子は、コミュニティセンター、小・中学校、高等学校などへ配付し、福祉教育の推進に役立てます。							
対象	市民、児童、生徒			連携協力	市関係各課		
取組がもたらす効果	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や学校で、福祉の学習をどのように取り入れたらいいか迷ったときに、冊子を活用することで、スムーズに、かつ、新たな方法に取り組むことができ、福祉教育の推進が図られます。 ○福祉教育を通して、子どもたちのキャリア形成につながります。 						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
	福祉教育プログラム冊子の作成						

新規

①-3	福祉教育ボランティア(仮称)の登録・充実						
福祉教育の向上に向け、地域の多様な個人や団体を「福祉教育ボランティア」として登録し、地域や学校からの依頼に対応していきます。							
対象	市民		連携協力	市NPO・ボランティアセンター 市ボランティア派遣事務局			
取組がもたらす効果	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちが、ボランティア活動について身近に感じることができます。 ○福祉教育について、ボランティアとして教え、考える機会を作ります。 ○福祉教育に触れた人が地域に増えることで、まちづくりに福祉の視点が生かされます。 ○ボランティアの視点で、新たな福祉教育の展開が期待されます。 						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
	福祉教育ボランティア登録団体:3団体、登録者数:15人						



市民や地域へ期待すること

- ◎誰もが安心して暮らせる地域づくりへ向けて、一人ひとりが住んでいる地域の課題に気づくこと。
- ◎他の誰かが困っている問題を他人事と捉えず、一緒に考え、解決へ向けて取り組んでいくこと。

地域福祉を推進する土台は、家庭・地域・学校の教育で、学び合うことがたいせつなんだよ♪



基本施策② 地域福祉を推進する人材の養成、支援

市の評価指標 ボランティア活動への参加率、団体登録数

市民からの声や想い

「役員のなり手がいない」「民生委員だけでは支えられない」「見守りを担う人の負担を軽減したい」「自治会に加入してくれない」などの声が多くありました。

現状の課題やその要因

市では、さまざまな福祉の人材、団体が活動しています。しかし、「存在を知らない」「名称は知っているが詳しい活動内容は分からぬ」など、周知や認知に関する課題が多くなっています。

平成29年度の団体等ヒアリング調査では、ほとんどの福祉・ボランティア団体が「会員の高齢化」を挙げ、大きな課題となっています。これらの課題には、核家族化、ライフスタイルの変化、少子高齢化などの影響が大きく関わっています。

主な取組

重点 新規

②-1	地域福祉推進啓発DVDの作成及び福祉の担い手による出前講座							
民生委員や福祉・ボランティア団体などの、福祉の担い手の存在や役割を、魅力的かつ簡潔にまとめた地域福祉推進啓発DVDを作成します。								
作成後は、自治公民館や集会所に出向き、DVDを活用した福祉の担い手による出前講座を開催します。								
対象	市民	連携協力	民生委員・児童委員 福祉委員 福祉・ボランティア団体など					
取組がもたらす効果	<ul style="list-style-type: none"> ○映像化することでイメージを抱きやすく、市民の理解が深まります。 ○実際に活動している人から話を聞くことにより、活動内容が市民に「私たちの生活にも直結している」と伝わり、活動内容の認知度が向上します。 ○自治公民館や集会所で開催することで、参加者の移動面の負担を軽減します。 							
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	
	地域福祉推進啓発DVDの作成 出前講座開催数:延べ10回							

地域で活動する人の存在と、その活動の
「おもしろさ」や「やりがい」が多くの人々に
伝わるといいな。



②-2		ボランティアセンターの連携強化					
対象	市民や地域組織 福祉・ボランティア団体	連携 協力	市NPO・ボランティアセンター 市ボランティア派遣事務局				
取組がもたらす効果	○ボランティアセンター情報の一元化・共有化により、ボランティアの紹介や調整、派遣、フィードバックなど窓口対応が迅速にできるようになります。 ○各ボランティアセンターの得意分野を生かしつつ、それらをマッチングすることで、多様化する地域課題や生活福祉課題に対応できるようになります。						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
	市NPO・ボランティアセンター団体登録数:260 団体						

②-3		生活支援に関わるボランティアの養成・支援					
対象	市民	連携 協力	介護・高齢者支援課 地域包括支援センター 地域ささえあい推進員・サポーター				
取組がもたらす効果	○役員という立場ではなく、自分にできることを、できる範囲で行える地域福祉推進の新たな担い手が増えます。 ○サポーター活動の理解が広がることで、地域や高齢者のニーズに応じて主体的な対応をする機運が高まります。						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
	サポーター養成数:200人(2020年度までに)						



市民や地域へ期待すること

- ◎講座に参加し、「誰が、どこで、どのような」活動をしているのか知り、活動のおもしろさや生きがい、重要性を見出し、自分にできることはいか考えること。
- ◎サポーター養成講座に参加する中で、地域の課題を把握し、主体的、自発的な課題解決への取組ができる人材が増えること。



無理なく、楽しく、地域住民同士で支え合うことができたらいいね。

基本施策③ 市社会福祉協議会の安定した法人運営・組織基盤の強化

市の評価指標 発展・強化計画(仮称)の作成、市社会福祉協議会の認知度

市民からの声や想い

平成29年12月の「地域福祉に関するアンケート調査」によると、市の相談支援機関の中で、市社会福祉協議会の認知度は、47.9%にとどまっています。

「もしもし、糸島市社会福祉協議会です」、「お父さん！市役所から電話よ！」と誤解されることが多いです。

「あごらからです！」って言ったほうが、
すぐ通じる、分かるって…。



現状の課題やその要因

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、全国、都道府県、市町村に一つずつ設置される公益性の高い非営利・民間の社会福祉法人です。

新たな地域課題や生活福祉課題に対応するため、地域福祉に関する専門知識を持った職員の育成や組織機構の見直し、自立的な組織運営のための財源確保など、地域福祉推進の中核的組織として、経営基盤の強化が必要です。

主な取組

重点 新規

③-1	職員の能力向上と組織機構の再編整備						
対象	市社会福祉協議会	連携協力	市社会福祉協議会関係各課				
取組がもたらす効果	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の能力向上を進めていくことで、組織力の強化が図られます。 ○横断的な組織へ転換することで、職員が一体となった地域づくりや相談支援が展開されます。 ○市民からの信頼を得ることで、市社会福祉協議会の認知度が向上し、「市民に頼られる市社会福祉協議会」になります。 						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
	福祉・介護の人材育成強化計画(仮称)の策定、組織機構の再編整備						

③-2	財源確保のあり方ワーキンググループの設置(自主財源の確保強化)						
地域福祉の推進に必要な費用を確保するため、市民から寄せられる地域ささえあい費や賛助会費、共同募金の推進強化をはじめ、地域福祉推進のための財源確保のあり方についてワーキンググループを設置し、自主財源の確保強化に努めます。							
対象	市社会福祉協議会			連携協力	市社会福祉協議会各課 市関係各課		
取組がもたらす効果	○募金や寄付金の協力により、地域福祉活動を支援する人が増えます。 ○新たな収益事業が創設され、収入財源となります。						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
	賛助会費・共同募金推進強化計画の策定、新たな自主事業の企画実施						

③-3	市社会福祉協議会発展・強化計画(仮称)の策定と推進											
制度・施策や経営環境の変化について適切に分析し、法人の経営基盤強化を図るために、役員のほか外部委員を含めた経営委員会を設置し、市社会福祉協議会発展・強化計画(仮称)を策定します。												
また、平成27年に策定した市社会福祉協議会財政健全化計画に伴う補助金の適正化について、市と協議します。												
対象	市社会福祉協議会			連携協力	地域福祉課 市関係各課							
取組がもたらす効果	○市社会福祉協議会が安定した組織運営を行うことで、地域福祉計画を推進していくための事業や経営基盤の整備・強化が図られます。 ○地域福祉推進のために必要な財政的支援の適正化が図られます。											
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)					
	市社会福祉協議会発展・強化計画(仮称)の策定											



市民や地域へ期待すること

- ◎市民一人ひとりが市社会福祉協議会に関心を持つこと。
- ◎地域ささえあい費、赤い羽根共同募金、寄付について理解すること。
- ◎地域福祉の推進に向か、学び合い支え合う気持ちを高め、市社会福祉協議会事業に協力すること。



地域共生社会を目指して
市社会福祉協議会も変わっていくんだね。

基本施策④ 校区コミュニティセンターを拠点とした地域福祉活動の推進

市の評価指標 地域の行事に参加している人の割合

市民からの声や想い

「一品持ち寄りで集まり、話す場が欲しい」「青空市を開催したい」「小学5・6年生を集めて、地域社会について話す寺子屋のような場が欲しい」「デイサービスやデイケアを実施したい」「飲みニケーションや地域カフェを実施したい」「自動車シェアをしたい」「昔の芝居小屋、娯楽施設は楽しい」「地域農産物の販売促進ができればいい」などです。

どの校区も面白いアイデアが
いっぱいだね。



現状の課題やその要因

「公民館」は、生活に即した教育、学術、文化などの各種事業を行う社会教育施設で、社会教育法に基づいているため、基本的に飲食や営利目的の販売などはできません。

現在、地域コミュニティに関する事業や行事などができるようになるよう、校区公民館のコミュニティセンター化が検討されています。

主な取組

重点 新規

④-1	校区コミュニティセンターと校区社会福祉協議会の連携強化						
対象	市民	連携協力	校区コミュニティセンター 校区社会福祉協議会				
取組がもたらす効果	<ul style="list-style-type: none"> ○校区コミュニティセンターと校区社会福祉協議会の双方で積極的な支援が期待されます。 ○校区コミュニティセンターと校区社会福祉協議会の連携が図りやすくなります。 ○校区社会福祉協議会事業が充実し、発展します。 						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
	新しい地域課題や生活福祉課題を解決するための事業件数:7件						



連携することで、今までの悩みも解消されるかもしれないね。

継続

④-2	校区社会福祉協議会相互や地域の多様な人、団体などの連携強化						
校区社会福祉協議会は、平成6年4月から設立されましたが、短い校区で5年、長い校区では25年が経過し、活動が円熟してきた今、他の校区社会福祉協議会や地域団体などと積極的な交流を図るためにコーディネートを行い、校区内の多様な人や団体等が集まる場(地域ささえあい会議:基本施策⑤-2参照)を設けながら、校区社会福祉協議会が行う事業の活性化を図ります。							
対象	校区社会福祉協議会			連携協力	校区社会福祉協議会 地域ささえあい会議		
取組がもたらす効果	<ul style="list-style-type: none"> ○校区社会福祉協議会の事業充実や活性化が図られます。 ○校区や団体を超えたつながりが生まれます。 						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
校区社会福祉協議会 会長・事務局長会議の開催:年2回 校区社会福祉協議会 事務局長会議:年1回							

新規

④-3	地域イベント等の情報発信及び双方のネットワーク構築						
市社会福祉協議会が作成した、スマートフォン等のタブレット端末で見られる「地域イベント情報 & ボランティア情報アプリ」を使って、イベントやボランティア情報の発信に努めます。また、校区社会福祉協議会等の団体に、一方通行の情報発信ではなく、構成会員が双方から送受信できるシステムの導入を目指します。							
対象	行政区		連携協力	校区コミュニティセンター 校区社会福祉協議会等の地域組織			
取組がもたらす効果	<ul style="list-style-type: none"> ○校区イベントの幅広い周知やボランティアの活性化が図られます。 ○一方通行の伝達ではなく、双方でやりとりが可能になることで、全員の取組になります。 ○一部の役員だけの活動から、できる人が参加しやすい環境に変わります。 						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
地域イベント等の情報提供団体数:25団体							



市民や地域へ期待すること

- ◎市民が主体的に、校区コミュニティセンターを拠点とした地域福祉活動に関心を持つこと。
- ◎地域イベントや校区社会福祉協議会事業に積極的に参加すること。

これから、校区コミュニティセンター事業や校区社会福祉協議会事業に参画して、活動内容等を進化させることが求められるね。



基本施策⑤ 地域包括ケアシステムの推進

市の評価指標 要支援者から改善した件数、地域ささえあい会議の設置

市民からの声や想い

平成29年12月の「地域福祉に関するアンケート調査」によると、「地域で困りごとを抱えている人には何か自分にできることがあればしたいか」という問いに、74.4%の人が「思う」と回答しています。また、優先的に解決しなければならない課題として、高齢者世帯の生活支援が最も多く挙げられました。

そのほか、高齢者の生活支援に関心が高い一方で、自分にできることで、何かしたいという人が活動に結びついていない現状や、役員の高齢化による負担感を訴える声も多い現状です。

現状の課題やその要因

地域包括ケアシステムを深化・推進するため、市民をはじめ、地域の組織や団体に働きかけ、高齢者等が、地域で自立して、自分らしい生活を送り続けることができる環境づくりを、地域と一体となって推進していくことが必要です。

主な取組

重点 新規

⑤-1 地域包括支援センターの機能強化							
対象	市民	連携協力	介護・高齢者支援課 地域包括支援センター				
取組がもたらす効果	○地域の保健・医療・福祉関係者や福祉・ボランティア団体など、さまざまな関係者への情報提供、相談支援体制の強化を図り、地域包括支援ネットワークが推進されます。 ○困難事例や複合的な課題に協働して対応することができます。						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
			基幹型地域包括支援センターの受託				

基幹型地域包括支援センターと圏域の地域包括支援センターが協働連携することで、市全域のネットワークを構築し、地域包括ケアシステムを更に深化・推進するんだ。



⑤-2	生活支援体制整備事業の推進						
対象	市民		連携協力	介護・高齢者支援課 地域包括支援センター 地域組織、企業など			
取組がもたらす効果	○市内全域を対象に、高齢者等の自立した地域生活を支える環境整備や、新しい市民主体による支援のしくみが創出されます。 ○地域課題や生活福祉課題について市民と共有を図ることで、解決に向け協働する気運が高まります。						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
地域ささえあい会議で創出された事業数:15事業							

⑤-3	認知症施策の推進						
対象	市民		連携協力	介護・高齢者支援課 地域包括支援センター 校区社会福祉協議会			
取組がもたらす効果	○市民が認知症に関心を持ち、地域全体で支え合う気運が高まります。 ○認知症を抱える当事者や、家族の負担軽減が図られます。						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
高齢者等搜索声かけ訓練の実施							



市民や地域へ期待すること

- ◎今、住む地域が、将来にわたって住み続けたい場所であるために必要なことを考えること。
- ◎負担が誰かに偏っているのではなく、「できること」を「できる範囲」で少しづつ協力し合える関係を作ること。

* 地域ささえあい会議:校区内の生活課題の解決のために、市民や福祉・ボランティア団体などが話し合いを行い、解決に向けて活動することを目的とする会議。

* 糸島市あんしん生活サポート事業:要支援者(第2号被保険者含む。)または事業対象者に、地域ささえあいセンターが、見守りや生活支援を行う事業。

基本施策⑥ 「重層的支援体制整備事業」の推進

市の評価指標 複合的な課題を有する人の相談終結率

市民からの声や想い

「どこに相談するのか分からない」「名称と中身が一致しない」「情報がなく苦しんでいる人も多いように感じる」「窓口をもっと周知させること」などの声がありました。

現状の課題やその要因

国の動向を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、現在の高齢者を主な対象とした地域包括ケアシステムの包括的な支援の考え方を、全世代・全対象型に発展させる必要があります。そのため、市内の各種相談機関の連携による重層的支援体制整備事業の推進を図らなければなりません。

また、市内の校区ごとにそれぞれ抱えている地域課題や生活福祉課題の内容が異なり、その解決に取り組んでいる一部の人に、大きな負担がかかっている現状があります。

たて割りから丸ごとへ、他人事から我が事へ、
地域共生社会を目指して、新しい包括した支援
体制づくりが推進されるんだ。



主な取組

 重点  新規

⑥-1	福祉の総合相談窓口の設置促進と協力												
対象	市民		連携協力	市関係各課 相談支援機関 市民 医療・福祉関係者									
取組がもたらす効果	<ul style="list-style-type: none"> ○総合相談窓口が中核となり、市内のあらゆる各種相談機関が連携協働するネットワーク体制が構築されます。 ○どこに連絡したらいいかわからない相談を含め、相談先が明確化されることにより、市民の相談を早期に丸ごと受け止めることができます。 												
指標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2019年度 (R元年度)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">2020年度 (R2年度)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">2021年度 (R3年度)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">2022年度 (R4年度)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">2023年度 (R5年度)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">2024年度 (R6年度)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">2025年度 (R7年度)</td></tr> </table>						2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)							
福祉の総合相談窓口の周知・啓発													

⑥-2	重層的支援体制整備事業の推進						
既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に受け止め、さまざまな支援により課題解決に導くことができるよう取り組みます。							
対象	市民	連携協力	市関係各課 各相談機関				
取組がもたらす効果	○分野を超えて、多機関が連携することにより、複雑・複合化した課題や制度のはざま問題に、様々な団体が関わり切れ目のない支援が受けられます。 ○相談支援機関のネットワークの構築や市内に不足する社会資源を創出します。						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
	複合的な課題を有する人の相談終結率:80.0%						

⑥-3	丸ごと受け止める相談支援体制の推進(CSWの配置)											
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、世帯が抱える問題を丸ごと受け止めて整理し、福祉総合相談や専門機関と連携しながら、問題解決に向けた支援を行います。												
重層的支援事業として、アウトリーチ事業や参加支援事業、地域づくり事業の受託により更なる事業の推進を図り、相談者に寄り添った継続的な伴走支援を行います。												
対象	生活困窮世帯などの複合的な課題を抱えている世帯		連携協力	市関係各課 相談支援機関								
取組がもたらす効果	○複合的課題を抱えた人や制度の狭間にいる人が、適切なサービスや支援を受け、自立した生活が送られるようになります。 ○CSWが地域の人や団体・機関と調整をすることで、信頼関係が生まれ、地域全体で課題の解決を考えることができるようになります。											
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)					
	校区担当制によるCSWの適正設置											

市民や地域へ期待すること

- ◎自分の住んでいる校区や行政区内の福祉課題を理解すること。
- ◎家族や近所で気になることがあれば「福祉丸ごと相談窓口」や各相談機関へつなぎ、または当事者へ紹介すること。

となり近所で困っている人がいたら、「福祉まるごと相談」に相談してね。



基本施策⑦ 社会福祉法人等との協働促進

市の評価指標 市民団体との協働事業数、ふくおかライフレスキュー事業との協働件数

市民からの声や想い

「地域福祉の担い手が不足している」「見守りや介護の充実が必要」「地域でのささえあいを将来このまま続けていくのは厳しい」「地域活動や地域コミュニティの活性化は、団体だけの力では無理だと思う」などの声が多くありました。

地域も高齢化し、役員のなり手がない問題などで、逆に「助けてー！」って言いたいんだ！



現状の課題やその要因

現在、社会福祉法人制度の改革に伴い、地域における公益的な取組を実施する責務が明確となり、さらなる社会福祉法人間の連携強化が必要となっています。

市社会福祉協議会では、平成27年度からふくおかライフレスキュー事業*の事務局を担い、法人間の協議や地区連絡会の開催などを通して連携強化を図っています。

主な取組

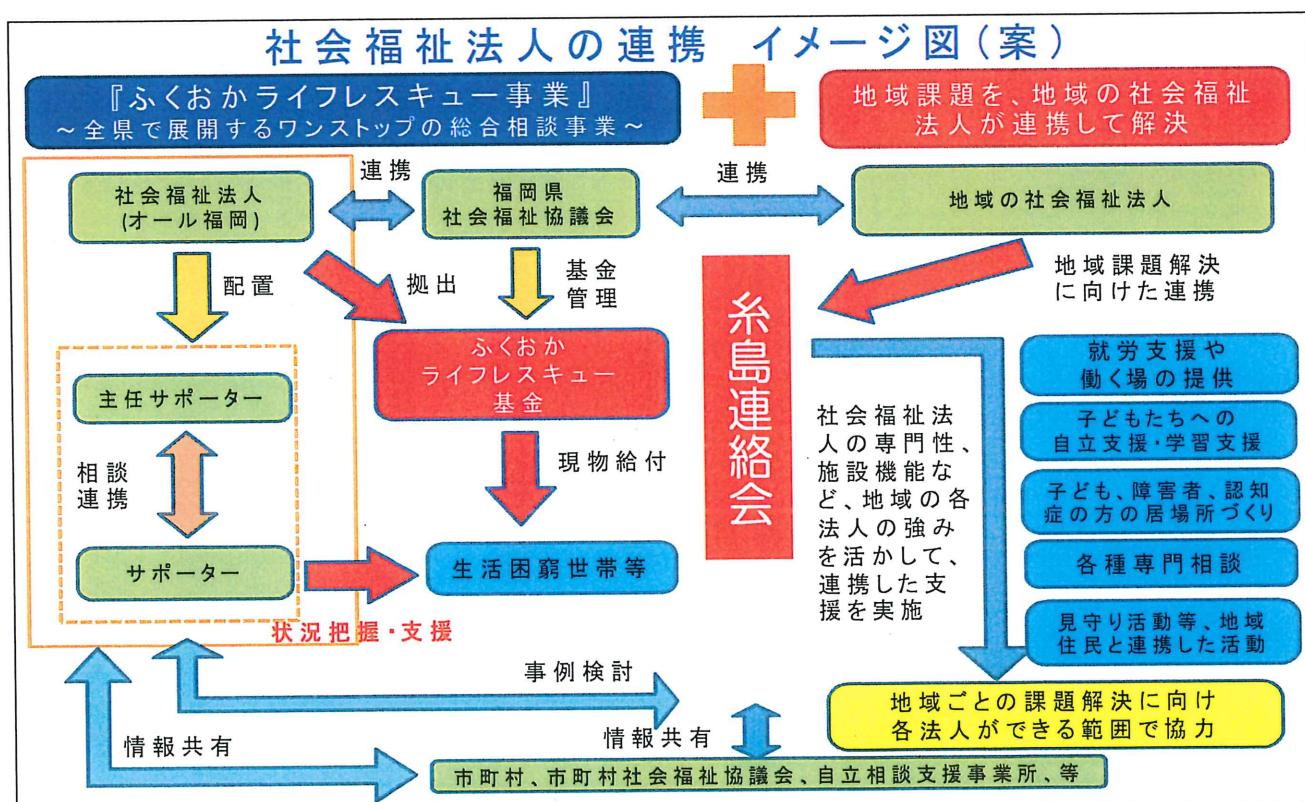
継続

(7)-1 ふくおかライフレスキュー事業の推進	
一般的な福祉制度では、対応できない生活困窮者等の支援を行うため、それぞれの専門性を生かした社会福祉法人の相談支援や、各法人が連携した支援ネットワーク体制の構築を推進します。	
また定期的に糸島連絡会を開催し、各法人のさまざまな取組について情報共有を図ります。	
対象	制度の狭間にある生活困窮者
連携協力	各社会福祉法人 市関係各課
取組がもたらす効果	○諸制度では、対応できない生活困窮世帯等への支援が充実します。 ○さまざまな課題を抱える生活困窮者等の相談支援を行うことにより、各法人職員のスキルアップが図られます。
指標	2019年度 (R元年度)
2020年度 (R2年度)	
2021年度 (R3年度)	
2022年度 (R4年度)	
2023年度 (R5年度)	
2024年度 (R6年度)	
2025年度 (R7年度)	
ふくおかライフレスキュー事業利用件数:16件	

* ふくおかライフレスキュー事業:福岡県内の社会福祉法人の地域公益活動の取組の一つ。制度の狭間で生活困窮に陥っている人々等に対して、各法人に配置されたセンターが相談支援を行い、必要に応じて緊急・一時的な経済的援助を行う事業。2018年(平成30年)現在10月現在、糸島市連絡会には13法人が加入している。

⑦-2	社会福祉法人と地域の連携						
対象	地域活動している人			連携協力	各社会福祉法人		
取組がもたらす効果	○地域活動に社会福祉法人が参画することにより、地域活動・地域コミュニティの活性化につながります。						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
		社会福祉法人への情報提供回数:年6回					

【ふくおかライフレスキュー事業イメージ図】



市民や地域へ期待すること

- ◎地域で支援が必要な人を、社会福祉法人へつなぐこと。
- ◎生活困窮者等の支援を理解し、見守りやつながりなどの協力をすること。



担い手が少なくなる中で、地域の介護事業所や福祉事業所の協力が得られると、地域への支援が充実するね。

基本施策⑧ 各相談支援機関の運営の充実

市の評価指標 各相談支援機関の認知度

市民からの声や想い

「もう少し丁寧な説明を。知らないことは聞きようがありません」「人から聞いて初めて知るサービスが多くあります」「もっと分かりやすいパンフレットがあればいいのに」という声がありました。

相談支援機関の認知度については、「市社会福祉協議会(あごら)」の47.9%が最も多く、次いで「子育て支援センター」の32.0%、「地域包括支援センター」の29.2%の順になりました。

福祉相談支援機関の存在を、もっと多くの人に広めていきたいな♪



現状の課題やその要因

「名称は知っている」人が一定以上いる中で、「活動内容を知らない」人が大多数という現状があります。理由としては、周知が足りていないこと、福祉サービスが必要なく、関心がないこと、機関が多くて活動の内容まで把握ができていないことの3点が挙げられます。

そこで今後は、情報が届きにくい人への周知体制の整備や、しきみの改善と工夫が一層求められています。

主な取組

重点 **新規**

⑧-1	相談支援ガイドブックの作成					
対象	市民、民生委員等 相談支援機関		連携 協力	市関係各課 相談支援機関		
取組がもたらす効果	○事例や分野別の情報紙を一体的に配布することで、民生委員・児童委員、福祉委員など、地域で見守る人の相談スキルが向上します。 ○市内の相談支援機関で情報を共有することで、迅速な連携を図り、包括化した福祉の相談支援体制が強化されます。					
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
	2025年度 (R7年度)					
相談支援ガイドブックの作成						

⑧-2	相談支援機関の連携推進(相談従事者の関係づくり)													
分野や種別の異なる相談支援機関との連携を目的とした意見交換会を開催し、相談員同士の顔の見える関係づくりを行います。加えて困難事例の情報共有を行い、具体的な支援の考え方や方法について学ぶ場を作ります。														
また、支援事例の積み重ねとして、ケース検討会議(多機関協働による支援会議を含む)を必要に応じて開催し、支援者同士が連携した支援体制づくりに努めます。														
対象	市内の 相談支援機関	連携 協力	市関係各課 相談支援機関											
取組がもたらす効果	○相談員同士の顔の見える環境を整えることにより、困難な相談に対しての協力体制が図れます。 ○事例を積み上げることで、市民の相談傾向や実態を掴むことが可能となり、課題を抽出し、把握することができます。また、課題解決へのしきみづくりにもつながります。													
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)							
	交流会の実施													

重点 繼続

⑧-3	周知活動の充実強化(市民に対する幅広い周知)						
情報が届きにくい人や世帯の周知等に配慮することが重要なことから、見守り関係者等(校区社会福祉協議会役員、民生委員・児童委員、福祉委員、地域さえあい推進員、地域さえあいセンターなど)にガイドブックを配布します。また、各団体・人の集まりや学習会の場で困難事例の紹介等を行い、見守り関係者等の能力向上を目指します。							
対象	市民及び 情報が届きにくい人や世帯	連携 協力	見守り関係者等 (校区社会福祉協議会役員、民生委員・児童委員、福祉委員、地域さえあい推進員、地域さえあいセンターなど)				
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
	見守り関係者等へ配布						



市民や地域へ期待すること

一人で抱え込まず、「助けられ上手」になれたらいいね。



◎市民や地域社会の一員として、福祉の相談支援機関について関心を持つこと。

◎隣近所の関係により、早期発見に努め、情報が届きにくい人の周知等に配慮すること。

基本施策⑨ 権利擁護の推進(虐待防止対策の推進)

市の評価指標 市民後見制度の実施、人権に関する相談件数

市民からの声や想い

高齢者をはじめ、障がいのある人や子どもなどへの虐待がなくなるような、取り組みがあればよいと思います。そのためには、相談機関をはじめ住民の虐待への理解が必要です。

虐待に気づけば、周りの人が相談できる窓口を知っておく必要があるよね。



現状の課題やその要因

虐待に関する相談窓口は、高齢者・障がいのある人・児童・DVなど、さまざまな相談機関がありますが、それぞれの相談窓口で相談される相談者は、分野に限ったものではありません。窓口で相談を受けた場合に他分野でも、包括的に受け止め専門の相談機関と連携を図る必要があります。

また、相談に来られるのは本人からとは限らず、近所の方や支援者の場合もあります。市民の方に相談窓口の周知を図る必要があります。

主な取組

新規

⑨-1	高齢者、障がいのある人、児童に対する虐待防止対策の推進						
虐待を防止するためには、市民一人ひとりが虐待に関する認識を深めることが重要です。虐待を、「誰にでも、どこの家庭でも起こり得る身近な問題」と捉え、市民に対する普及啓発に取り組みます。							
対象	地域の支援者		連携協力	市関係各課 地域包括支援センター 障がい者相談支援センター			
取組がもたらす効果	○相談機関や地域福祉の担い手が、高齢者、障がいのある人、児童に対する虐待防止対策を理解することにより、迅速な対応ができます。 ○地域の支援者に広く周知を行うことにより、早期発見、早期対応につながります。						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
	地域の支援者向け講座の実施回数:年1回						

⑨-2	相談窓口の連携(重層的支援体制整備)						
高齢者、障がいのある人、子ども等の分野ごとにある相談窓口で他分野の相談も包括的に受け止め、専門の相談窓口との連携を図り、相談者の支援にあたります。							
対象	虐待相談者 当該世帯の近隣市民		連携協力	市関係各課 相談支援機関			
取組がもたらす効果	○相談機関が連携することで、相談者の安心につながり、早期発見、早期対応が図れます。 ○相談窓口の周知を図り、虐待を受けている方のみでなく、近隣の住民による相談を受ける体制が図れます。						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
	相談支援機関の連携の構築						



市民や地域へ期待すること

- ◎虐待に関する情報を、相談機関へ提供すること



虐待の疑いも含めて、気づいた時点での相談機関へ相談することが大切だね。そのためにも、どこへ相談できるか周知してほしいな。

基本施策⑩ 権利擁護の推進(成年後見制度の利用促進)

市の評価指標 市民後見制度の実施、人権に関する相談件数

市民からの声や想い

「住み慣れた家で暮らしたい」「認知症に対する支援を受けたい」「老々介護が大変」「障がいのある人へのサポートが必要」「生活費の問題(高齢者の貧困)やニセ電話詐欺が心配」などの声がありました。

福岡県内のニセ電話詐欺は、年々増えてるみたい。
平成29年の相談件数は597件あり、被害総額
は11億円を超えるんだって。



現状の課題やその要因

認知症高齢者をはじめ、知的障がいのある人や精神障がいのある人など、判断能力の低下により日常的な金銭管理等の支援が必要な人が年々増えています。日常生活自立支援事業についても、年々相談件数と利用件数は増加していますが、事業利用者の多くは、地域包括支援センター等の専門職の紹介により、利用開始となっています。

今後、高齢者の介護サービスの利用契約等をきっかけとして、後見人等が身上監護や金銭管理等の支援を行うことが多くなると想定されています。そこで、弁護士等の専門職の後見人が、その役割を担うだけでなく、市民後見を中心とした支援体制を構築する必要性が高まっています。

主な取組

重点 新規

⑩ー1	地域連携ネットワークへの参画					
対象	成年後見制度の利用者 及び支援者	連携 協力	地域福祉課 介護・高齢者支援課 各関係機関			
取組がもたらす効果	<ul style="list-style-type: none"> ○地域連携ネットワークの構築により、親族・医療・福祉・地域関係者と後見人がチームとなって、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行なうことができます。 ○成年後見制度の利用が必要な人を発見し、必要な支援に適切につなげることができます。 					
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
	2025年度 (R7年度)					
地域連携ネットワークへの参画						

⑩－2	成年後見制度の周知と啓発及び相談支援											
成年後見制度を広くかつ正しく理解していただくため、分かりやすい市民向けのチラシ・パンフレットの作成やセミナー等を開催し、周知啓発を進めます。												
また、各相談支援事業所の職員を対象とした研修会等を開催し、相談業務のスキルアップに向け支援します。												
対象	市民 相談支援事業所		連携 協力	地域福祉課 介護・高齢者支援課 各関係機関								
取組がもたらす効果	○より多くの市民の方に成年後見制度の周知が図られ利用促進につながります。 ○早期の段階からの相談・対応ができるようになります。											
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)					
周知啓発チラシの作成及び研修会の開催:年1回												

⑩－3	市民後見人の育成・支援											
市民後見人養成講座を開催し、市民後見人を養成します。												
また、市民後見人養成講座修了者を日常生活自立支援事業の支援員として登録する制度等の確立に努めます。												
そして、日常生活自立支援事業の支援員として活動を重ねた方が市社協が実施している法人後見における市民支援員として安心して活動されるように支援します。												
対象	市民後見に関心のある市民		連携 協力	地域福祉課 介護・高齢者支援課 各関係機関								
取組がもたらす効果	○市民後見人養成講座を開催することにより、後見業務の関心が増し市民後見人の養成が図れます。 ○成年後見について、増えるニーズに対応することや、市民後見人講座修了者の活躍が期待できます。											
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)					
市民後見人養成講座の受講者数:30人												



市民や地域へ期待すること

- ◎地域で支え合える環境づくりを目的とした「市民後見人養成講座」に参加すること。
- ◎権利擁護の理解を深め、市社会福祉協議会の法人後見市民支援員登録に申し込むこと。



虐待等の権利侵害も増加している中、今まで親族が後見を担ってきたけど、少子化や核家族化によって、その役割を期待できないという背景もあるんだ。



基本目標4 きめ細やかな相談支援体制づくり

基本施策⑪ 情報提供、情報発信、情報共有の充実

市の評価指標 自分に必要な「福祉サービス」の情報を入手できていると思う人の割合

市民からの声や想い

「情報」「周知」「助け合い」というキーワードで問題点が多く挙がっています。また、「団体PRの充実が必要」「糸島市内の情報がすぐにわかるSNS*があればいいのに」という声がありました。

現状の課題やその要因

現在、「福祉の情報を発信しても見ない」「必要な情報が載っていない」「ホームページに関して高齢者は利用が難しい」など、課題は多くあります。スマートフォンが普及する中で、既存媒体の内容や活用方法の見直し、SNSを利用した情報発信の充実などにより、情報の共有化を進めが必要になっています。

主な取組

重点 新規

(11)-1	ICT*の活用による情報発信「ふくしがよかとこいとしまアプリ*」の作成、活用					
①市社会福祉協議会、校区社会福祉協議会、福祉・ボランティア団体などのイベント、ボランティア情報						
②地域ささえ推進員やサポーターの会員サイト (生活サポートの報告や民生委員・児童委員、地域包括支援センターとの情報共有)						
③福祉まるごと相談メール						
④赤い羽根共同募金						
⑤市内相談支援機関の一覧 などの内容を提供できる携帯アプリを作成。広報紙、ホームページに次ぐ大きな情報発信の手段として活用し、常に更新しながら最新の情報をいち早く発信します。						
対象	市民	連携協力	福祉・ボランティア団体 市民団体、公民館など			
取組がもたらす効果	○福祉の情報を気になるときに「いつでも・どこでも」得ることができます。 ○スマートフォン利用率が高い若い世代にも、福祉を身近に感じてもらうことができます。 ○広報紙、ホームページ、アプリなど、自分に合った方法で情報を得ができるようになります。					
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
	2025年度 (R7年度)					
	「ふくしがよかとこいとしまアプリ」のダウンロード数:1,400人					

* SNS:ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のサービスの総称。

* ICT:インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、情報通信技術のこと。

* アプリ:アプリケーション・ソフトの略。特定の用途、目的、業務のために作成されたソフトウェアのこと。

①-2	福祉・ボランティア団体活動紹介冊子の作成及び活用											
市内で活動する福祉・ボランティア団体の紹介ブックを作成し、あごら、公民館などの公共施設に配布します。												
紹介ブックには、団体の基本情報のほか、会員数、活動内容、会員の声などを掲載し、市民に団体の目的や考え方、活動のやりがいやおもしろさを広め、共感する人を増やします。												
対象	市民	連携協力	福祉・ボランティア団体									
取組がもたらす効果	○団体の存在や活動内容を知り、地域住民の認知向上と、団体間の情報共有につながります。 ○市民が「何か困ったときは頼ることができる人がいる」と認識し、安心感を得ることができます。 ○各団体のプロフィールや想いを掲載することで、共感者が増え、活動に興味や関心を抱く人が増加します。											
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)						
	福祉団体等の紹介ブックの作成											



市民や地域へ期待すること

- ◎「ふくしがよかとこいとしまアプリ」をダウンロードすることや、周りの人にも紹介してダウンロードを誘うこと。
- ◎市内の地域イベントやボランティア情報について知り、興味のあるものに参加すること。
- ◎紹介ブックをいつでも目に留まる場所に置き、見てみること。

<AppStore用>



ダッシュボード
会員ユーザー

いいとぶりについて 福祉まるごと相談
福祉相談窓口 赤い羽根共同募金
糸島のお仕事探し

お知らせ もっと見る
「いいとぶり」公開版を… 11/20 15:25
2018年11月19日(月)に「いいとぶり」公開版をリリースしました。

投稿された記事 もっと見る

- 糸島のお仕事探し 02/04 15:34
●糸島市のお仕事をお探しの方は、下記リンクより検索できます。
- 福祉まるごと相談 02/04 15:32
うまく気持ちを話せない、誰にも相談できずに困っている方のために、メール相談を行っています。
- 赤い羽根共同募金とは 02/04 15:31
赤い羽根共同募金は、戦後間もない昭和22年に、民間運動として始まりました。当初は、戦後の復興…
- 「いいとぶり」について 02/04 15:28
糸島ふくしがよかとこアソビ、略して「いとぶり」。
- テスト テスト 01/18 17:07
- 発達障がい児のサポート… 01/18 16:52
主催:市社会福祉センター、ボラ迎子ども

ホーム 福祉相談窓口 糸島紹介 マイクランサポ お問い合わせ

「ふくしがよかとこいとしまアプリ」を使えば、福祉の情報を手軽に得ることができて、とっても便利♪
みなさん、左のQRコードから、ぜひダウンロードしてみてね。



<GooglePlay用>



基本施策⑫ 要配慮者の日常的な見守り・支援

市の指標 支え合っていると思う市民の割合

市民からの声や想い

市民からの意見は、「防災の問題」「災害時の支援方法が知りたい」「障がいのある人への配慮が必要」「身内が近くにいない」「災害があった時に、様々な団体や個人の知恵が必要となり、細かいニーズに対応できる体制づくりをして欲しい」などです。

毎年のように発生する自然災害に対応するには、やっぱり地域の力が必要なんだね。



現状の課題やその要因

見守り台帳は、日常の見守り活動や災害時の安否確認などに役立てられていますが、避難行動要支援者名簿、自主防災組織の取組とはじゅうぶんに連携できていません。

主な取組

重点  繼続

⑫-1	見守り台帳の整備・推進						
対象	行政区長 民生委員・児童委員 福祉委員、協力者、市民	連携 協力	糸島警察署、糸島消防署 介護・高齢者支援課 危機管理課 地域福祉課				
取組がもたらす効果	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が台帳の役割を理解し、実践的な福祉活動や減災活動を行うことが可能になります。 ○関係機関と市民の連携が強くなります。 ○要配慮者の把握・支援の必要性について共感する市民を増やし、災害や緊急時に備えた活動を市民主体で実施できます。 						
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
	見守り台帳の更新:年1回						

* 避難行動要支援者名簿:災害対策基本法に基づき、災害時に自力での避難が難しく、支援を必要とする人を、あらかじめ登録しておく名簿。

* 自主防災組織:「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき結成された組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。

基本施策⑬ 災害時における要配慮者等へ支援

市の指標 防災訓練等を実施した自主防災組織の数

市民からの声や想い

地震や台風などの大規模な自然災害が発生する中で、災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動に関心が高い状況です。

現状の課題やその要因

災害の発生時や復旧時には、市民参加の活動が重要です。そのため、地域を基盤とした平常時からの見守りや支え合い活動を強化し、災害時にも助け合い、支え合えるまちづくりが必要となります。被災された家屋等への災害ボランティアの派遣が必要となります。

継続

(13)-1		災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施				
災害発生時に速やかに災害ボランティアセンターの設置ができるように、運営スキルの向上を目指します。		災害発生時には、災害ボランティアセンターは地域住民と連携し要配慮者等へボランティニアーズの有無の確認を実施し要配慮者の支援を行います。				
対象	市民	連携協力	糸島青年会議所 危機管理課 地域福祉課 市内ボランティア			
取組がもたらす効果	○訓練することで、必要時、迅速にセンターを立ち上げることができ、支援体制が整います。 ○多様な部門を経験し、情報を共有することにより、近年の長期化する災害ボランティアセンター運営に対応することができます。					
指標	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
	2025年度 (R7年度)					
	災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施:年1回					

市民や地域へ期待すること

災害時は、平常時の鏡と言われているんだよ。日頃の備えとコミュニティがたいせつだね。

- ◎要配慮者の把握や支援に対する理解を深めること。
- ◎要配慮者を把握し、日常的な見守り活動を行うこと。
- ◎災害時に備え、自主防災組織による訓練を行うこと。



**第2期(2019年度～2025年度)
糸島市地域福祉活動計画**

発行 社会福祉法人 糸島市社会福祉協議会 地域課
〒819-1105
糸島市潤一丁目 22 番1号
TEL 092-324-1660 FAX 092-324-3166
E-mail:itoshaky@view.ocn.ne.jp
HP:<http://www.itoshima-shakyo.or.jp/>